

平成 18 年 9 月 25 日

国土交通省住宅局長
榊 正 剛 殿

社団法人 日本建築士会連合会
会 長 宮 本 忠 長

「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」
(社会資本整備審議会答申)の内容の実施に当たっての要望

この度、標記答申が出されましたが、当建築士会連合会と致しましては、その大要は妥当なものと高く評価致しております。

しかしながら、上記答申の「4、建築物の安全性確保のために講ずべき施策」の内容の一部に、具体化し実施していくに当たって留意して頂きたいことがあります。

特に、下記の事項については、建築士法の改正、関連政省令等の整備に当たって、特段のご配慮を頂くようお願い申し上げます。

記

1. 建築士の受験資格である実務経験は、設計・工事監理の業務と併せて、これらの業務の基礎的素養となる建築施工分野等建築の生産に関連する諸業務等についても対象にして頂きたい。
2. 定期講習の受講義務付けは、既存の建築士の過半が建築設計・工事監理の業務以外の建築生産の重要な分野で幅広く活躍しており、建築物の質の向上維持に寄与していることに鑑み、全ての建築士を対象にして頂きたい。
3. 建築士の登録、閲覧事務の体制整備に当たっては、国民の閲覧の利便性と当該団体の事務の効率的・効果的な執行を実現するため、一級建築士、二級建築士および木造建築士を一体的に取り扱うことができるように配慮頂きたい。
4. 建築士法改正の作業段階はもとより、関連政省令告示の作成段階においても、関連団体の確認を要する事項その他必要な事項については、情報を開示して頂きたい。

以上